

岐阜県県有スポーツ施設指定管理者管理運営評価員会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、指定管理者制度を導入した県有スポーツ施設における指定管理者の管理運営状況等に関する意見を聴取するために設置する岐阜県県有スポーツ施設指定管理者管理運営評価員会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 対象とする施設は別表のとおりとする。

（所掌事務）

第3条 会議は次に掲げる事項について必要な助言等を行う。

- 一 指定管理者による各県有スポーツ施設の管理運営状況
 - イ 管理基準の充足状況
 - ロ 設置目的の達成状況
 - ハ 公共性の確保の状況
 - ニ 経営状況
 - ホ 派生的効果
- 二 その他指定管理者による各県有スポーツ施設の運営のために必要な事項

（組織）

第4条 会議は別表に掲げる施設毎に設置するものとする。

- 2 各会議は3名以上7名以内の評価員で構成し、学識経験者、利用者等から選任する。

（任期）

第5条 評価員の任期は2年とする。ただし補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評価員は、再任を妨げない。ただし、通算10年を超えて再任しないこととする。

（会議）

第6条 会議は、年2回以上開催することとし、事務局が招集する。

- 2 事務局又は評価員は必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、岐阜県観光文化スポーツ部地域スポーツ課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月20日から施行する。

この要綱は、平成22年6月8日から施行する。

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象施設

施設名	指定管理者
1 岐阜アリーナ	岐阜アリーナ運営共同体
2 岐阜メモリアルセンター・岐阜県長良川球技場・岐阜県スポーツ科学センター・岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンター	（公財）岐阜県スポーツ協会
3 岐阜県長良川スポーツプラザ	（株）技研サービス
4 岐阜県グリーンスタジアム	各務原市
5 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場	恵那市
6 岐阜県川辺漕艇場	川辺町